

議長（志村 忠昭）

これをもって、7番、小川議員の質問を終わります。

次に、6番、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は、「特別支援学校卒業後の就労系サービスについて」、二つ目に「住宅用太陽光発電設置補助金の拡充について」質問いたします。

はじめに、「特別支援学校卒業後の就労系サービスについて」質問を致します。

平成24年6月2日成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる障害者総合支援法については、平成26年4月より改正となった事柄も数々あり、日常生活や社会生活について、少しずつ改善されてきています。

今回の改正は、障害者程度区分の表現から、障害者の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害者支援区分に改めることや、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化についての事柄が主な内容と受け止めております。

特別支援学校に通うお子さんのいらっしゃる家庭では、卒業後の進路もお考えのことと思います。

さて、特別支援学校卒業生などの就労系障害者福祉サービスの利用については、まずは、就労移行支援事業を利用し、一般就労が可能かどうか見極めたうえで、困難と認められる場合に就労継続支援型事業を利用することが原則であり、今後は、就労移行支援事業所に加えて、障害者就業・生活支援センターなどを活用したアセスメントの体制整備を図る予定となっているものです。

平成24年度末までは、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行事業所が少なく、利用することが困難と市町村が判断した者でありました。

また、平成25年度から平成26年度末までは、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した者とあります。

このことを整理しますと、就労継続支援B型の対象者は、「原則の対象者である就労経験があつて一般就労が困難な者」、二つ目には、「就労移行支援事業を利用した結果、B型が適当と判断された者」、「一定年齢に達している者」、「協議会からの意見を徴することにより市町村が判断した者」が経過措置として設けられています。

この経過措置は、平成 27 年 3 月 31 日までとなっています。

この経過措置期間も延長されてきた経過は、24 年或いは 25 年、26 年と先ほどお示しした内容です。

こうした規定を読みますと、経過期間が過ぎれば、特別支援学校を卒業する者は、一度どこかの事業所に就労した後でなければ、B 型事業所には就労できないことになるのではないかと推測されます。

卒業後、即 B 型事業所の就労を希望してもかなわないこととなります。

そこで、お尋ねいたします。

一、就労移行支援を利用するための事業所は、近隣にありますか。また、就労継続支援 A 型事業所はありますか。

一、就労継続支援 B 型事業の対象者にかかる経過措置については、延長されるのでしょうか。

一、経過措置が平成 27 年 3 月 31 日の延長がないのであれば、特別支援学校卒業者の就労系サービスについて、どのように検討が進められているのでしょうか。

次に、「住宅用太陽光発電システム設置補助金の拡充について」お尋ねを致します。

2011 年 3 月の東日本大震災による福島原子力発電所の事故以後、自然エネルギーの活用、関心が高まってきました。

こうした中、本町においては、いち早く、多度津山開発用地の有効活用も考慮し、民間業者との土地賃貸契約を結び、業者による太陽光パネル設置がなされました。

その結果、本町は土地賃貸契約による土地使用料収入が入ることとなりました。平成 26 年 4 月からは、消費税が 5% から 8% に引き上げられ、住宅の駆け込み建設もあったことと思いますが、住宅用太陽光発電への関心度は高いものがあると感じています。

本町の補助金は、1KW 当たり 3.5 万円（7 万円を限度）の取り扱いであり、平成 26 年度当初予算は、4,550 千円が計上されています。

私の勘違いかもしれませんが、従前は予算計上額を超えると、打ち切りとなるといった説明があったように聞いたこともありました。

26 年度においては、予算を超えることとなっても、追加補正による対応がなされると期待をいたしております。

本町は、「環境のまち」宣言をし、常日頃より、その取り組みも推し進めておられます。

自然エネルギーとりわけ、太陽光発電システムによる、各家庭への設置は「環境のまち多度津」をアピールする絶好のアドバルーンといえます。

また、太陽光パネル設置者にお願いをして、屋根の一部、瓦9枚程度になろうかと思いますが、カラー塗装を施し、多度津山から見れば、星座模様が見えるようにしては、とも思ったりもします。

人はそれぞれ見方によって変わりますが、方位は別にして、あれは北極星ではないでしょうか、あれが北斗七星に見えるな、時には、あれはお母さんの顔のようによく見えるな、そんな思い、それぞれ想像を馳せる事ができると思います。

「昼間も星座の見える町」として、多度津をアピールできると思います。

そこでお伺い致します。

この土地賃貸料収入の一部を活用し、太陽光発電システム設置補助の拡充を図ってはどうか。

一、平成25年度に助成した設置補助金の件数、金額についてお伺いします。

一、今後において、補助限度額の引き上げや件数の拡大についてどのようにお考えでしょうか。

一、「昼間も星座の見えるまち」はどうか

以上、2点の質問を致します。

町長（丸尾 幸雄）

村岡清邦議員のご質問のうち、「特別支援学校卒業後の就労系サービスについて」包括的な考えを述べさせていただきます。

障害を持つ人達の将来の事を考えて、暖かく見守っていく事は非常に大切な事であり、どのようにして幸福な生活と就労を確保するかは、大きな命題だと捉えております。

現在はもとより、保護者がいなくなった後の生活にも不安を取り除き、お互いに助け合って、長生きして頂けるよう、終の棲家として新たな施設の建設や場所を見つける事が、今後の生活設計には、必須条件だと考えております。特別支援学校卒業後の子ども達の処遇改善を図りながら、障害を持つ人達が何の不自由もなく普通に暮らせる社会構築を目指していかなければならないと考えております。

ご理解賜りまして、ご質問につきましての答弁は各担当課長よりお答えして参りますのでよろしくお願いを致します。

福祉保健課長（山下 俊和）

村岡議員の「特別支援学校卒業後の就労系サービス」について、お答えいたします。

障害者の方に対する就労系サービスについては、平成18年の障害者自立支援法が施行される以前は、通所作業所や障害者授産施設という形で提供をされておりましたが、障害者自立支援法が施行された後は、就労継続支援A型、及び

B型というサービスに替わり、また、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、経過措置を経て、平成27年4月からは就労継続支援B型は、就労移行支援事業所のアセスメントを経て、サービスを受けるようになると思われます。

そこで、ご質問の一点目、近隣の就労移行支援事業所は、丸亀市に「ふじみ園だいち」、「三愛」、「とまと園」、「野の花」の4ヶ所、坂出市に「わかたけ」、「アルシオーネ」の2ヶ所があります。

また、近隣の就労継続支援A型の事業所は、丸亀市に「のうさぎ」の1ヶ所、坂出市に「わかたけ」、「かけはし」、「楽笑」の3ヶ所があります。

ご質問の二点目、就労継続支援B型の対象者に対する経過措置については、平成27年3月末までとなっており、その後の延長の予定は無いものと思われます。

ご質問の三点目、経過措置終了後の特別支援学校卒業者等の就労系サービスについては、現在、県内でその手続きの統一ができるよう協議をしているところですが、特別支援学校在学中に、これは高等部3年の夏季休暇期間を想定しておりますが、その期間中に、就労移行支援事業所において、一定期間の実習を行い、就労移行支援アセスメントを作成し本人の適正を確認した上で、就労継続支援B型の利用が適切かどうかの判断をするようになると思われます。

以上、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます、村岡議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

環境課長（中野 弘之）

村岡議員ご質問2点目の「住宅用太陽光発電システム設置補助金の拡充について」お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、多度津町は平成12年に「環境のまち宣言」を行い、自然エネルギーの活用によるCO2削減として県内でもいち早く、平成16年度より住宅用太陽光発電システム設置事業補助金を交付して、地球温暖化防止対策に取り組んでまいりました。

その結果、平成25年度末におきまして累計で285基が設置され、1262kWの発電が行なわれております。

まだまだ少ない状況だと感じております。

次に、補助金の交付につきましては平成24年度は、1キロワット当たり4万円で上限額8万円の補助金で50基分の400万円を予算化しておりましたが、8月下旬には予算額に達し打ち切りとなりました。

その為、平成25年度におきましては、消費税の引き上げ前の駆け込みの需要を考慮して、打ち切りが出ないよう70基に増やし補助金の上限額を7万円に減額して490万円を予算化し、結果的には67基の申請があり469万円の交

付となっております。今年度は、昨年の状況をふまえ補助金は 7 万円は据え置き、65 基分の 455 万円を計上させていただいております。

尚、県におきましても昨年と同様 1 キロワット 2 万円の上限額 8 万円の補助がでるとの事ですので、町としても申請の打ち切りが出ない様努めてまいりたいと考えております。

また、補助金限度額の引き上げ等につきましては、今後消費税が 10%になる時点で県の動向や補助件数等を鑑みながら、財政当局と協議して参りたいと考えております。

最後に「昼間も星座が見えるまち」については、大変興味深い夢のあるお話だと思いますが、町全体での構想ですので町民皆様のご理解を得る必要があると考えております。

又、今後の課題だと思っておりますのでご理解賜ります様よろしくお願い申し上げます。村岡議員への答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、村岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、村岡議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村岡 清邦）

ご丁寧な答弁、誠にありがとうございました。

最初の就労系サービスの部分につきましては、今後十分な情報が入り次第、適切な周知を是非ともよろしくお願いを致したいと思っております。

後の太陽光発電の部分につきましては、打ち切りのないように、是非ともご努力を頂くことをお願い申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。